

◇「短期利用居宅介護費」について

1. 算定要件

短期利用居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に、登録者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数または従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

次に掲げる基準のいずれにも該当すること

- イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員未満であること。
- ロ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要であると認めた場合であって、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。
- ハ 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること。
- ニ 指定地域密着型サービス基準第171条に定める従業者の員数を置いていること。
- ホ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が看護小規模多機能型居宅介護費の注4を算定していないこと。

(2) 短期利用居宅介護費について

- ① 短期利用居宅介護費については、厚生労働大臣が定める基準第74号に規定する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護事業所において、算定できるものである。
- ② 宿泊室については、以下の算式で算出した数の宿泊室が短期利用の登録者において活用できるものとする。

(短期利用に活用可能な宿泊室の数の算定式)

当該事業所の宿泊室の数 × (当該事業所の登録定員 - 当該事業所の登録者の数) ÷ 当該事象の登録定員 (小数点第一位以下四捨五入)

例えば、宿泊室数が9室、登録定員が25人、登録者の数が20人の場合、 $9 \times (25 - 20) \div 25 = 1.8$ となり、短期利用の登録者に対して活用できる宿泊室数は2室となる。このため、宿泊室数が9室、登録定員が25人の事業所において短期利用居宅介護費を算出するには、少なくとも登録者の数が23人以下である場合のみ算定可能である。

2. 届出書類について

加算届出に必要な提出書類一覧をご覧ください。

3. 運営規程について

現在のものとは別に新たな運営規程を整備する必要はありませんが、以下の例を参考に、現在の運営規程に短期利用居宅介護に関する条文を追加してください。（あくまで例ですので、事業所の運営規程に合わせて作成してください。）

【看護小規模多機能型居宅介護事業所の運営規程に短期利用を追加する例】

- 第〇条 事業所は、事業所の登録定員の範囲内で、短期間の指定看護小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用型居宅介護」という。）を提供する。
- 2 短期利用居宅介護の提供を受けることができる者は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要であると認めた者とする。
 - 3 短期利用居宅介護の宿泊室は、事業所の登録定員と登録者数により算出した数の宿泊室が短期利用の登録者において活用できるものとする。
 - 4 利用の開始にあたって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。